要介護認定制度の見直し（介護認定審査会の簡素化と実施割合）

平成30年4月1日以降の申請分であって、以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とした。
【条件①】第１号被保険者である　【条件②】更新申請である　【条件③】コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している
【条件④】前回認定の有効期間が12か月以上である
【条件⑤】コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている
【条件⑥】コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

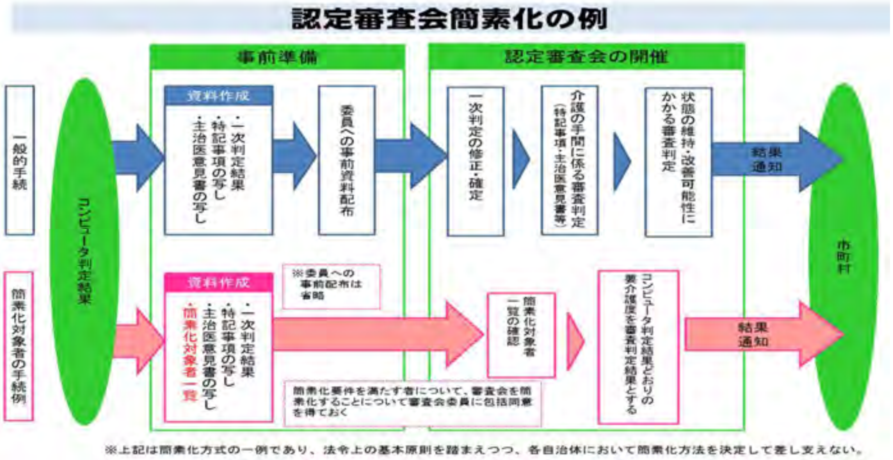

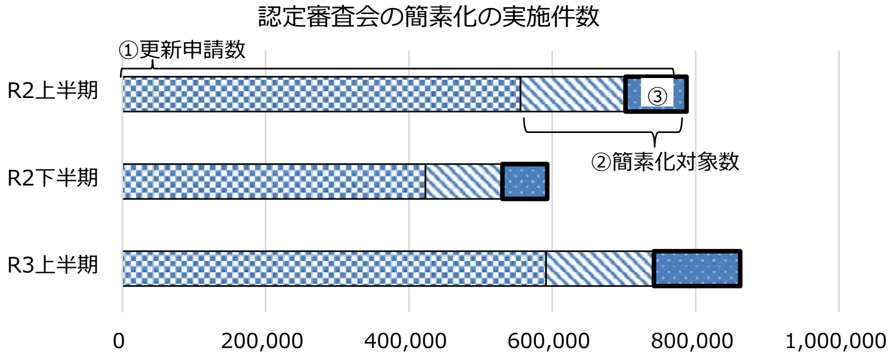

※　R3上半期については、人口約560万人（高齢者約148万人）分のデータが未送信の可能性がある

申請件数合計	更新申請数(①)(全申請件数に占める割合)	簡素化対象数(②)(更新申請に占める割合)	簡素化実施数(③)(簡素化対象数に占める割合)
1,925,232	787,413 (40.9%)	231,725 (29.4%)	85,346 (36.8%)
1,515,079	593,036 (39.1%)	169,806 (28.6%)	62,478 (36.8%)
1,856,901	862,139 (46.4%)	270,629 (31.4%)	120,301 (44.5%)

(件)

※　介護総合データベースより業務分析データとして作成 43

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第106回）	資料1-2
令和5年2月27日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

基本指針の構成について

●介護保険事業運営に当たっての留意事項
○計画において具体の記載又は作業を要する内容
■項目の新設、変更、削除

構成等の見直し案

基本的事項	見直しの方針案
第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一　地域包括ケアシステムの基本的理念	●医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。 ※　医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後４年以内に政令で定める日。
１自立支援、介護予防・重度化防止の推進	●高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。
２介護給付等対象サービスの充実・強化	●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。 ●特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。 ●特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。 ●小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。
３在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	●かかりつけ医機能の確保に関する検討状況を踏まえた医療・介護連携の強化について追記。 ※　かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月１日の予定。 ●医療・介護の連携に関して必要な情報の収集、整理及び活用について追記。
４日常生活を支援する体制の整備	●総合事業の充実化について、第９期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。
５高齢者の住まいの安定的な確保	●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。

※　見直しの方針案のうち、法改正を前提とする内容は、国会で審議予定の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合に、その内容を踏まえて記載するものであり、法案審議を踏まえて変更が有り得る。